

緑の募金事業助成金交付要綱

公益財団法人かがわ水と緑の財団

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人かがわ水と緑の財団(以下「財団」という。)が、緑化の推進及び森林の整備に関する事業を行うものに対し、予算の範囲内で、当該事業に要する経費の一部を助成することにより、県土の緑化の推進に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 財団が事業経費を助成する事業の内容及び実施主体等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするもの(以下「事業者」という。)は交付申請書(様式第1号)を財団理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 財団理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは助成金の交付を決定し、事業者へ通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第5条 前条において交付の決定を受けた事業者は、事業の内容を著しく変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した書類を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 事業者は、事業を完了したときは、速やかに実績報告書(様式第2号)を財団理事長に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第7条 財団理事長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、助成金の額を確定するとともに、事業者へ通知するものとする。

(助成金の支払い)

- 第8条 助成金の支払いは、前条に規定する助成金の額の確定後に行うものとする。
- 2 理事長は前項の規定に関わらず、事業の実施上必要と認めるときは、助成金の一部又は全部を概算払いすることができるものとする。
 - 3 事業者は概算払いの交付を受けようとするときは、概算払い請求書(様式第3号)を理事長へ提出するものとする。

(交付金の返還)

第9条 理事長は、以下の各号に掲げる場合には、助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 事業者が助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
 - (2) 事業者が助成金を助成金の目的以外の用途に使用し、その他申請の事業に関して、交付決定の翌年度から起算して5年以内に、交付決定の条件等に違反して事業を実施している事実が判明したとき。
- 2 理事長は前項各号の場合においては、事業者に対し不当に支払われた助成金の返還を、期限を定めて請求するものとする

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から適用する。